

要望事項 (優先順位 1)

梅谷川支流への砂防ダム建設について (別図あ719)

要 旨

平成28年3月29日に、土砂災害防止法についての説明会が小学校でありましたが、上高野東田町では5件の民家が土砂災害特別警戒区域に指定されています。

説明によると土砂災害特別警戒区域での土地家屋の売買には、知事の許可が必要との事です。

つまり法律制定するにあたり著しく固有資産の減免が個人に課せられると思えます。土砂災害特別警戒区域の指定は梅谷川支流に砂防ダムが無い事に起因しています。

梅谷川支流に、砂防ダムを建設していただくよう、お願いいたします。

回 答

(京都府)

土砂災害特別警戒区域での個人資産の売買に京都府知事の許可は必要ありません。ただし、開発業者が土砂災害特別警戒区域内で「住宅宅地分譲」を行う場合の開発行為等には、京都府知事の許可が必要です。

梅谷川本川は砂防指定地になっていますが、梅谷川支流は砂防指定にはなっていません。現地確認させていただきます。